

資料 2

共生型福祉施設整備事業の概要について

令和 7 年 1 月 3 1 日

共生型福祉施設整備について

長岡京市では、福祉に関する諸課題や増大するニーズ等
へ対応するため、令和元年5月に「**長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画**」を策定しました。



この構想・基本計画の基本理念である「**ふれあい・学びあい・育ちあう地域に開かれた共生型福祉施設**」のもと、障がいのある人の地域生活のほか、子どもから高齢者まで多様な世代の方々がつながり、交流できる**共生型福祉施設**の整備を目指しています。

基本構想・基本計画策定に係る事前調査①

●平成29年に「共生型福祉施設構想調査」を実施

(調査の視点)

- ・ **前提要件の整理** (敷地の確保)
- ・ **諸課題や福祉ニーズ等の再点検**
- ・ **導入機能等の整理**

●必要とされる機能及び施設整備について

地域を取り巻く高齢者・障がい者・児童福祉等の諸課題やニーズへの対応が必要

【主な課題等】

- | | |
|----------------|---------------|
| ①老人福祉センター竹寿苑 | ⇒ 老朽化対策（新築移転） |
| ②児童発達支援センターの整備 | ⇒ 未設置 |
| ③地域生活支援拠点の整備 | ⇒ 未設置 |

基本構想・基本計画策定に係る事前調査③

●向日が丘支援学校の在籍児の保護者へのアンケート調査について

(調査内容) 望まれる施設や機能等について (平成31年1月実施)

① 児童発達支援センター関係

- ・ 医師の診察や発達検査、
専門職等による療育体制の充実
- ・ 放課後等デイサービスの整備

② 地域生活支援拠点関係

- ・ 入所施設・グループホーム
短期入所の整備
- ・ 24時間対応・緊急対応が
できる施設整備

③ 支援学校との連携機能

- ・ 就労体験ができる施設
- ・ カフェや売店（食堂）
- ・ セキュリティー強化
安全対策 など

基本構想・基本計画策定に係る事前調査④

● サービス提供事業者アンケート調査（令和元年8月）

第6次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画等の策定にあたり、サービス提供実績のある事業所に対してアンケート調査を実施

- ・ 参入を検討したい主な障がい福祉サービス

⇒ 共同生活援助・生活介護・児童発達支援・障がい児相談支援

- ・ どのような障がい福祉サービスを望む声等が多いか

⇒ 共同生活援助・短期入所・移動支援など

- ・ サービスが不足しているもの

⇒ 共同生活援助・障がい児相談支援など

共生型福祉施設構想・基本計画の概要①

(基本理念)

- ・ **ふれあい・学びあい・育ちあう**地域に開かれた共生型福祉施設

(整備方針)

- ・ 障がいのある人とない人の**ふれあい・交流**を大切にする
- ・ 様々な人が**学びあい・育ちあう**場とする
- ・ 誰もが訪れやすい、**地域に開かれた場**とする

共生型福祉施設構想・基本計画の概要②

●施設の概要（構想段階）

【基本施設】

施設・機能	主な内容
老人福祉センター 竹寿苑	・既存の老人福祉センターが有する機能に介護予防機能を付与し、新たな介護予防拠点として整備 ・相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、広間・図書コーナー、 ・軽トレーニングルーム、その他必要諸室等を整備
地域生活支援拠点	・施設入所支援またはグループホーム（重度心身障がいにも対応） ・短期入所 ・日中活動（生活介護・就労継続支援A型・B型、就労移行支援、自立訓練など多機能型での実施を検討） ・24時間対応の相談・緊急時対応
児童発達支援センター	・乙訓圏域で生活している障がい児やその家族に対する支援（児童発達支援・放課後等デイサービス） ・児童発達支援等の事業所や障がい児を受け入れている保育所・学校等への援助・助言（地域支援） ・臨床心理士等の専門職による相談・検査 ・市の教育支援センターや支援学校の地域支援センターとの連携を考慮

共生型福祉施設構想・基本計画の概要③

【付加機能】

	施設・機能	主な内容
付加機能	支援学校との連携機能	・障がい者の就労や、就労希望者の就労体験の場 ・地域住民との交流の場
	福祉人材育成機能	・関係機関等との連携による福祉人材の確保や育成に向けた研修・実習の場の提供 ・市民を対象とした各種講座(ボランティア講座等)の開催
	地域共生機能	・地域住民をはじめとする市民の全世代交流型スペースとして、高齢者や障がいのある人等だけでなく、子どもからお年寄りまで、いろいろな世代が集える場(カフェ・ギャラリー等) ・乳幼児と保護者が憩う子育て支援の場(キッズスペース・サロン等) ・農福連携の推進拠点 ・災害時の福祉避難所とするための防災備蓄倉庫等の設置 ・ニートや引きこもりなど、多様な福祉課題をもつ人に対しての就労支援の場

事業者募集等について

【令和4年度】

5月 施設整備から運営まで一体的に担う**事業予定者を公募**

8月 プレゼンテーション・ヒアリング及び選定委員会開催し、
事業予定者を決定

【事業予定者】

(代表法人) 社会福祉法人 **向 陵 会** (こうりょうかい)

(構 成 員) 特定非営利活動法人 **朔日の会** (ついたちのかい)

必須事業の概要

【必須事業】

項目	施設等の概要
①全世代交流型スペース	カフェ・テラス みんなの広場 圏域の福祉事業所等で作成された授産品の販売等 地域農家等との農福交流、施設利用者等の作品展示等
②地域生活支援拠点	相談支援 24時間対応、緊急時の受け入れ・対応（短期入所）、 体験の機会、場（一人暮らし等）
③共同生活援助・短期 入所・計画相談支援	共同生活援助 重度心身障がいや強度行動障がいの方も利用が可能 短期入所 緊急時の受入れ（対象）障がい者（児） 計画相談支援 障がい者福祉サービスの計画相談、障がい児相談支援等
④児童発達支援センター	児童発達支援、相談支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等
⑤診療所機能	診療ができる諸室を整備 発達障がいの初期診断に対応

実施事業等の概要（法人別）

（福）向陵会	
①全世代交流スペース	
②共同生活援助 （日中生活支援型）	定員17名
③短期入所	定員 3名
④相談支援事業所	
⑤生活介護	定員20名
⑥就労継続支援 B 型	定員20名
⑦福祉避難所機能	

（特非）朔日の会	
⑧児童発達支援センター	
・ 児童発達支援	定員20名
・ 放課後等デイサービス	定員10名
・ 保育所等訪問支援	
・ 相談支援事業所	
⑨福祉避難所機能	
⑩診療所機能（施設整備担当） ※京都府・長岡京市で調整中	

【必須事業】 ①～④、⑧⑩

【事業者提案事業】 ⑤～⑦、⑨（※⑨は第1期）

（第1期）令和8年 4月 供用開始（予定）

（第2期）令和9年度以降の供用開始（予定）

児童発達支援センター・事業について（国資料）

児童発達支援センターと事業について

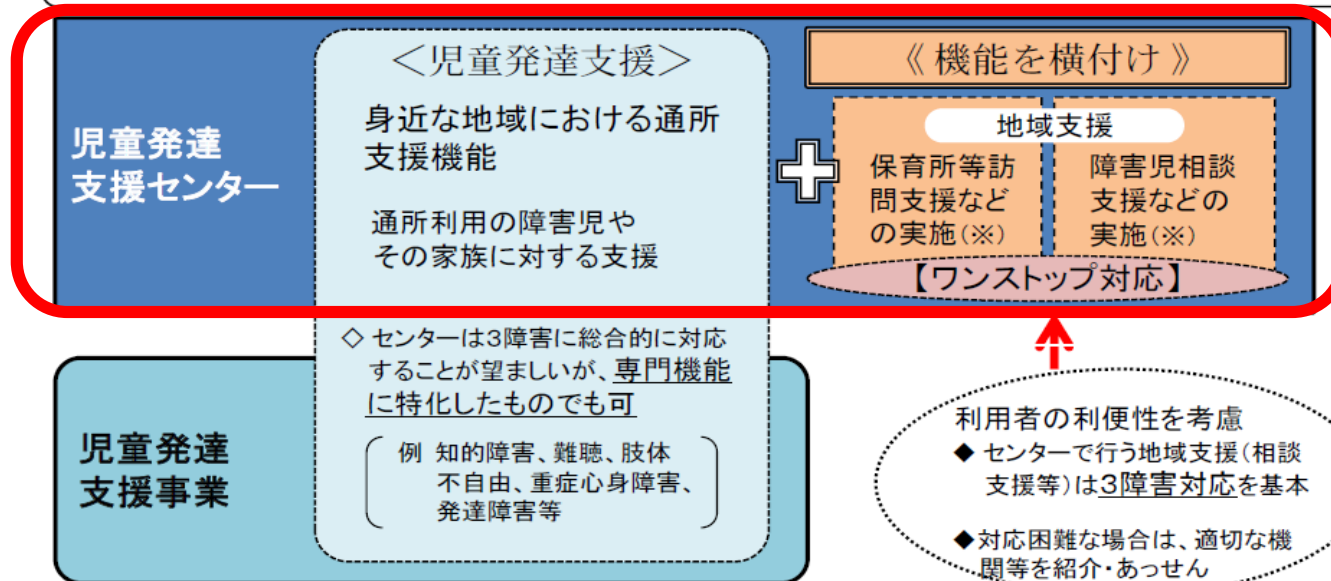
法 児童発達支援は、
①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」
②それ以外の「児童発達支援事業」
の2類型

法 児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設

「便宜を適切に供与することができる施設」と規定（予定）

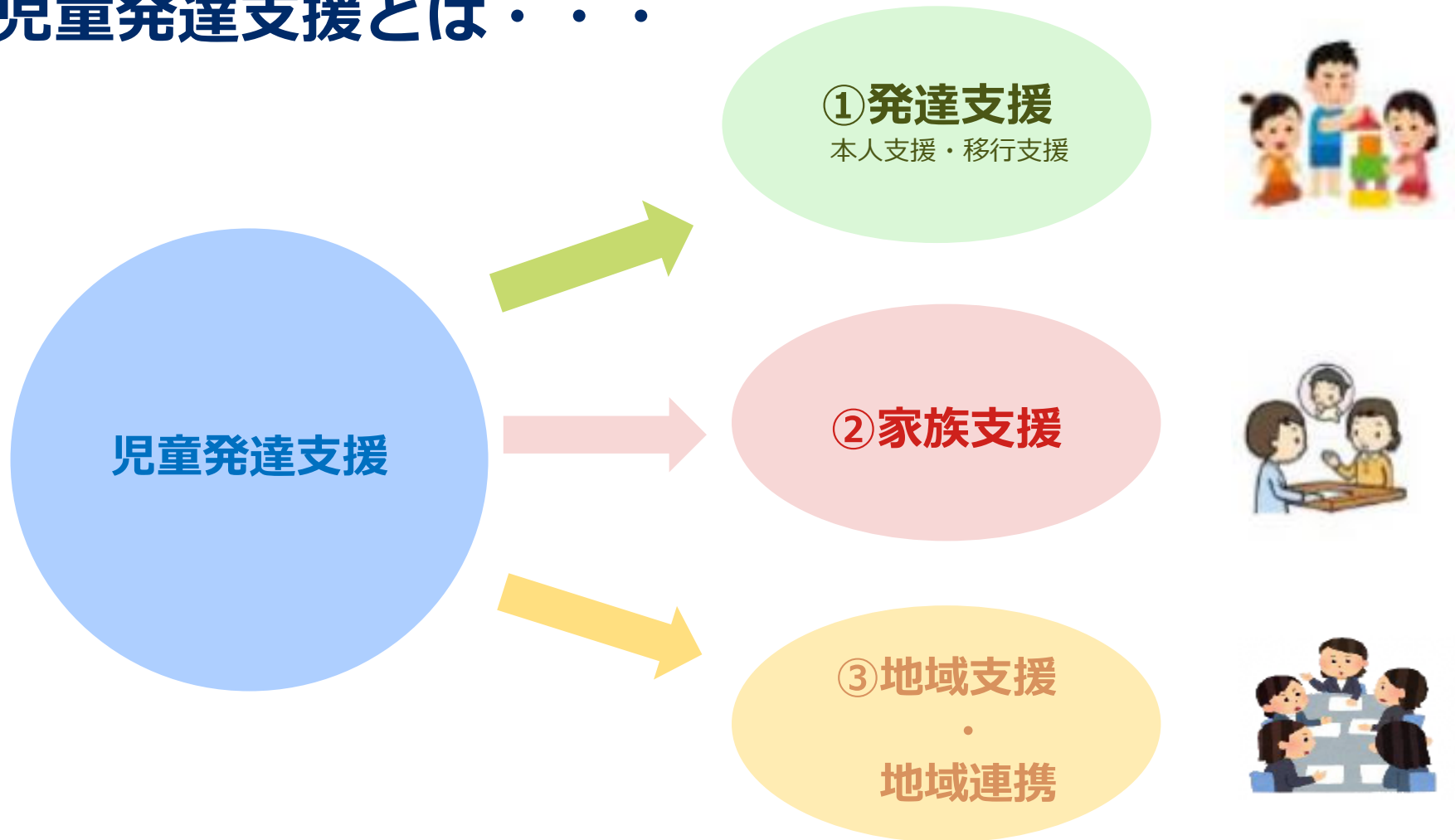
○ センターと事業の違い

- センター、事業どちらも、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、
 - ・「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
 - ・「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場

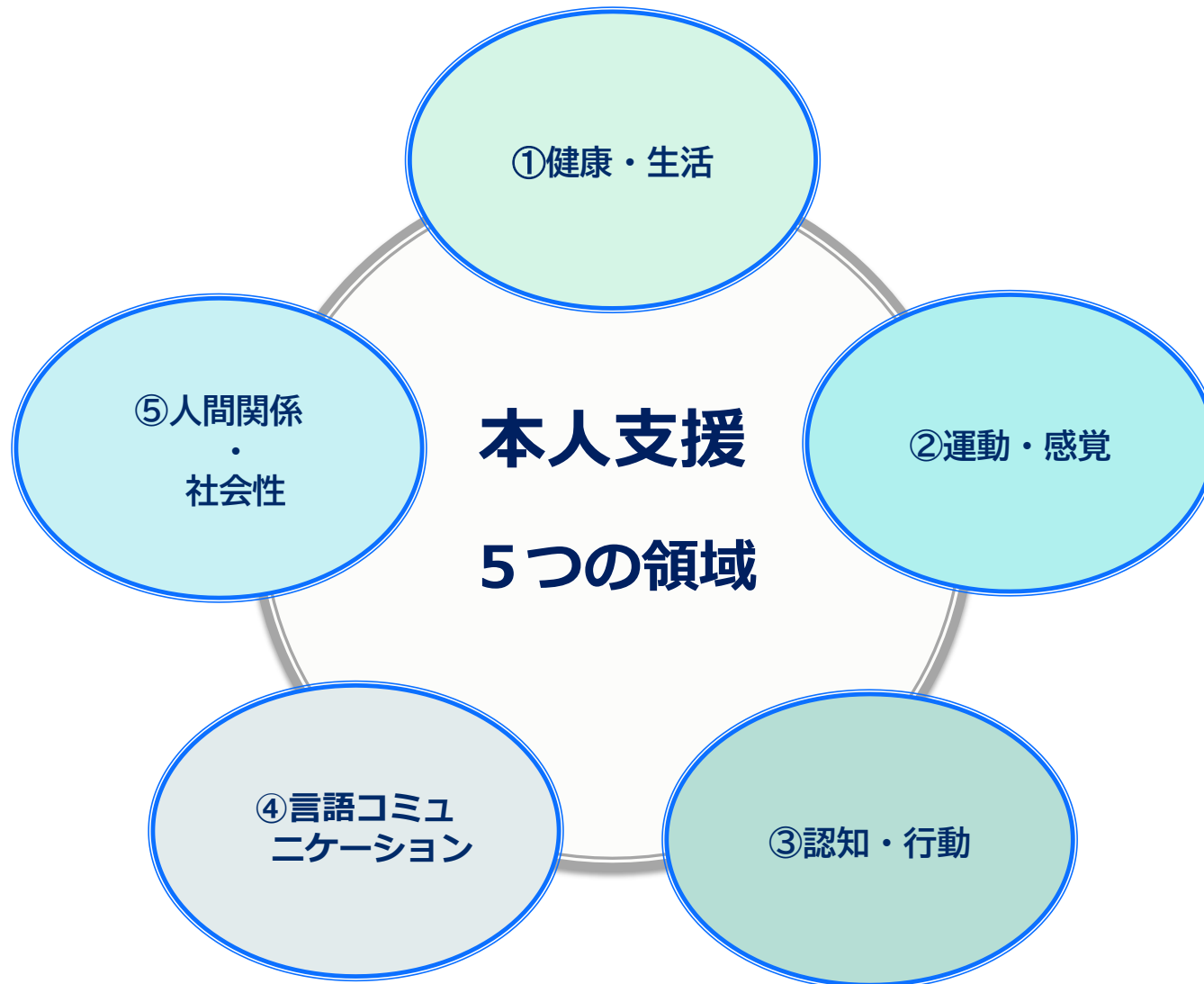


児童発達支援について

児童発達支援とは・・・



①発達支援 本人支援



①発達支援 本人支援（補足）

①健康・生活

- ・健康状態の維持・改善
- ・生活習慣や生活リズムの形成
- ・リハビリテーションの実施
- ・基本的生活スキルの獲得
- ・生活に必要な基本的技能の獲得
- ・構造化等による生活環境の調整
- ・医療的ケア児への適切なケアの実施

②運動・感覚

- ・姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- ・姿勢保持と運動動作の補助的手段の活用
- ・身体の移動能力の向上
- ・保有する感覚の活用
- ・感覚の補助及び代行手段の活用
- ・感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）への対応

③認知・行動

- ・認知の特性についての理解と対応
- ・対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得
- ・行動障がいへの予防及び対応

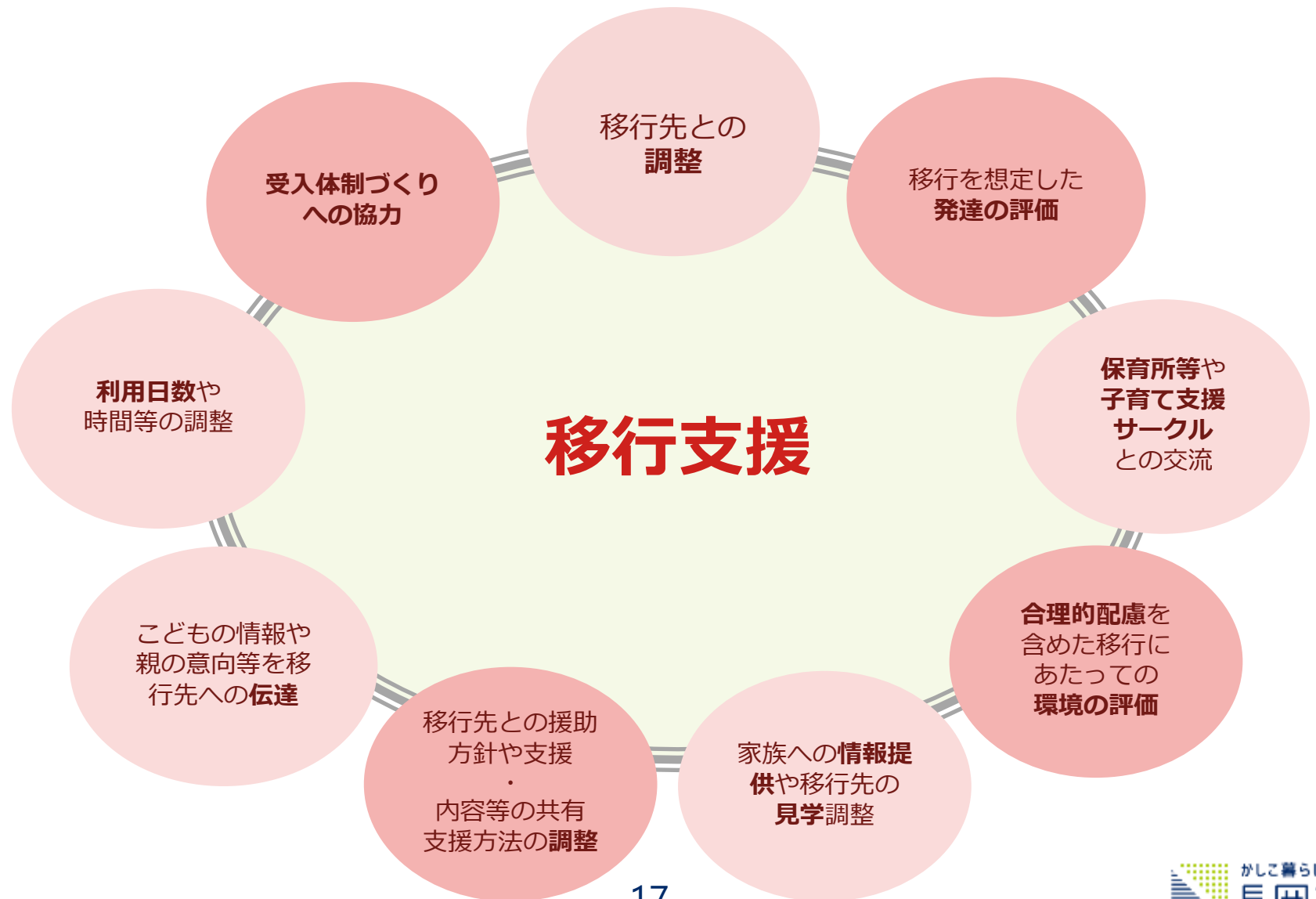
④言語・コミュニケーション

- ・コミュニケーションの基礎的能力の向上
- ・言語の受容と表出
- ・言語の形成と活用
- ・人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
- ・コミュニケーション手段の選択と活用
- ・状況に応じたコミュニケーション
- ・読み書き能力の向上

⑤人間関係・社会性

- ・アタッチメント（愛着）の形成と安定
- ・模倣行動の支援
- ・遊びを通じた社会性の促進
- ・自己理解と行動の調整
- ・仲間づくりと集団への参加

①発達支援 移行支援



②家族支援

①アタッチメント (愛着)の形成	・ こどもの信頼感を育み、家族や周囲の人と安定した関係を形成するための支援
②家族からの相談に対する適切な助言等	・ 家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助 ・ こどもの発達上のニーズについての気づきの促しとその後の支援 ・ こどもの抱き方や食事のとり方等の具体的な介助方法についての助言・提案 ・ 家族のレスパイトの時間の確保や就労等による預かりニーズに対応するための延長支援 ・ 心理的カウンセリングの実施 ・ 保護者同士の交流の機会の提供・きょうだい同士の交流の機会の提供やきょうだいに対する相談援助
③障がいの特性に配慮した家庭環境の整備	・ こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座、ペアレント・トレーニングの実施 ・ 家族に対する支援場面を通じた学びの機会の提供の形成

③地域支援・地域連携

通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援

- こどもが通う**保育所等**や通う予定の**学校・放課後児童クラブ**との情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する**相談援助**、児童発達支援**計画の作成**又は見直しに関する会議の開催
- こどもを担当する保健師や医療機関等との**情報連携**や**調整**
- こどもを支援する**発達障がい者支援センター**や医療的ケア児支援センター、**地域生活支援拠点等**との**連携**
- こどもが利用する**相談支援事業所**や**サービス提供事業所**、他の通所支援事業所との生活支援や発達支援における連携
- 虐待が疑われる場合、**児童相談所**や**こども家庭センター**との情報連携
- 児童委員、主任児童委員等地域の関係者等との連携
- 個別のケース検討のための会議の開催

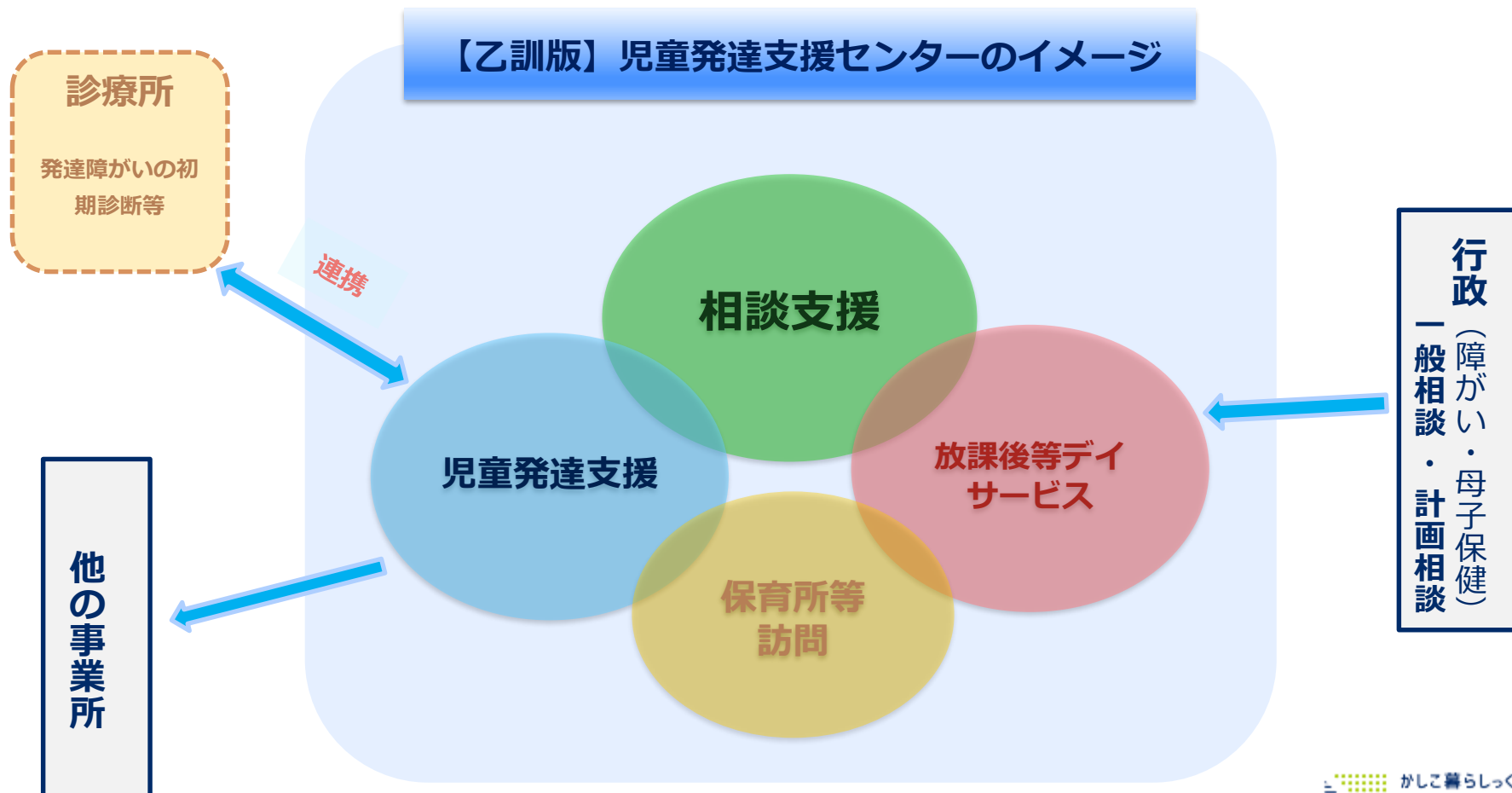


児童発達支援センターのイメージ（案）

●児童発達支援センターの機能等について

施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族 への相談、障がい児が通所する施設（事業所）への援助・助言等を合わせて行います。

【乙訓版】児童発達支援センターのイメージ



児童発達支援センターの中核的機能

児童発達支援センターの中核的機能

① 幅広い高度な専門性に基づく
発達支援・家族支援機能

② 地域の障害児通所支援事業所
に対するスーパーバイズ・コ
ンサルテーション機能

③ 地域のインクルージョン推進
の中核機能

④ 地域の発達支援に関する入口
としての相談機能

※ 4つの中核機能を備える児童発達支援センターを想定

中核的機能について（国資料①）

地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要①

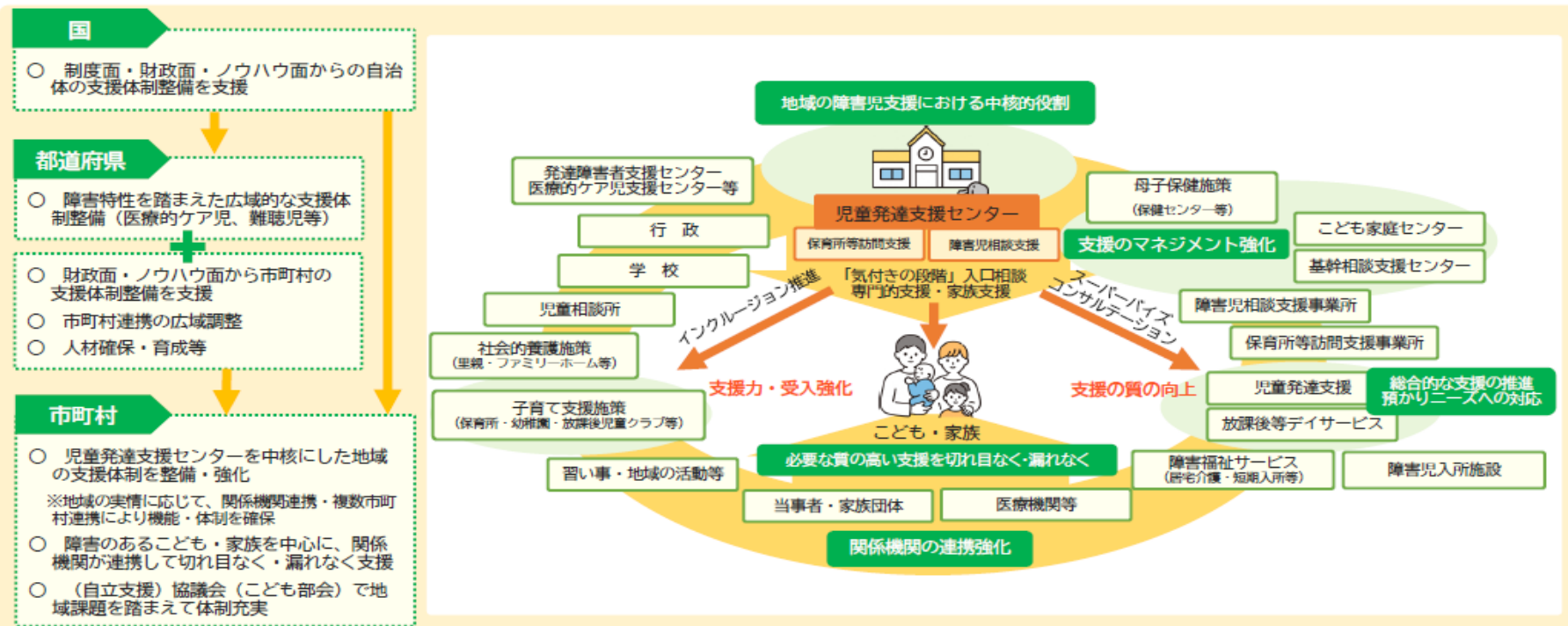
別紙2

○ 本手引きの目的及び本手引きの活用で期待されること

- 本手引きは、地域全体で支援を要することも・家族を支え、地域において子どもを育てるために必要な中核機能の発揮のために、都道府県・市区町村や児童発達支援センターが何をすべきかを示すことを目的に作成。
- 都道府県・市区町村や児童発達支援センターには、本手引きを活用し、地域の支援ニーズや地域資源の状況等も踏まえながら、それぞれの地域に応じた形で中核機能が発揮されるよう整備・取組を進めていただくことを期待する。

○ 地域における障害のある子どもへの支援体制の整備に係る基本的な考え方

- 障害の有無に関わらず身近な地域で、育ち・暮らすことができる体制を整備すること。
- 子どもと家族をまんなか（中心）に据えて、地域の関係者・関係機関が連携して、「切れ目なく」、「漏れなく」、必要な支援が行われる地域づくりを進めること。
- 個々のニーズに応じた質の高い支援を提供する体制を整備すること。加えて、子ども施策全体の中での支援を進めインクルージョン（社会的包摂）を推進すること。



中核的機能について（国資料②）

地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要②

○ 児童発達支援センターの位置づけ

改正児童福祉法が令和6年4月より施行され、児童福祉法において児童発達支援センターの役割は以下のとおり位置づけられており、法的にも地域における障害児支援の中核としての役割を求められるものとされている。

児童福祉法43条

児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術が必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

○ 児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能

児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能と期待される役割は以下のとおり。

中核機能① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能

中核機能② 地域の障害児通所支援事業所に対する スーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通じ、地域の事業所の支援の質を高めていく機能

中核機能③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行通園や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能

中核機能④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気付き」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能



放課後等デイサービス①

放課後等デイサービスとは・・・

- ・ **児童発達支援と同様**に、障がいのあるこどもの個々のニーズに応じて、「**本人支援**」、「**家族支援**」、「**移行支援**」及び「**地域支援・地域連携**」を総合的に提供します。
- ・ 「本人支援」は、上記の **5 領域**のそれぞれの視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、「**自立支援と日常生活の充実のための活動**」、「**多様な遊びや体験活動**」、「**地域交流の活動**」及び「**こどもが主体的に参画できる活動**」の **4つの基本活動**を複数組み合わせながら個々のこどもに応じて支援を提供します。

放課後等デイサービス②

4つの基本活動

①日常生活の充実と自立支援のための活動

- ・発達に応じて必要となる日常生活における**基本的な動作**や**自立を支援**
- ・意欲的に関わられるような遊びを通して、成功体験の積み増しを促し、**自己肯定感を育む**
- ・将来の自立や地域生活を見据えた活動に関しては、こどもが通う学校の教育活動を踏まえ、方針や役割分担等を共有できるよう**学校と連携を図りながら支援**を行う

②多様な遊びや体験活動

- ・遊び自体の中にこどもの発達を促す重要な要素が含まれていることから、挑戦や失敗を含め、屋内外を問わず、自由な遊びを行う
- ・体験や興味を持ったことに取り組めることは、新たにやってみたいと感じる機会につながることから、**多様な体験の機会を提供**
- ・こどもが望む遊びや体験、余暇等を自分で選択しながら取り組むことができるよう、**多彩な活動プログラムを用意**し、個別性に配慮された環境やこどもがリラックスできる環境の中で行うことができるよう工夫を行う

放課後等デイサービス③

③地域交流の活動

- ・障がいがあるがゆえにこどもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、地域の中にこどもの居場所をつくりながら**こどもの社会経験の幅を広げていく**。
- ・他の社会福祉事業や地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動など地域資源も活かして、**遊びや体験の機会を創出**していくとともに、ボランティアの受入れ等により、**積極的に地域との交流を図っていく**。
- ・こうした取組は、こどもにとって、地域そのものが安全・安心な居場所となることにもつながる。

④こどもが主体的に参画できる活動

- ・こどもとともに活動を企画したり過ごし方のルールをつくったりするなど、こどもが**主体的に参画できる機会を設け**、こどもが意見を表明しやすい環境づくりを行いながら、こどもとともに活動を組み立てていく取組を行っていく。
- ・その際には、こどもの意思を受け止めつつ、**一人一人の個性に配慮**するとともに、**こどもに寄り添いながら**進めていくことが重要である。
- ・こうした取組は、こどもにとって**自分自身が権利の主体**であることを実感するとともに、**こどもの権利を守る**ことにもつながる。

相談支援について

障がいのある人に対する相談支援について

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう市町村を中心として、次のような相談支援事業を実施しています。

特定相談支援	・ 基本相談支援 ・ 計画相談支援等（サービス利用支援、継続サービス利用支援）など
地域相談支援	・ 基本相談支援 ・ 地域移行支援（地域生活への移行に向けた支援）など
障がい児相談支援事業	・ 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ・ 社会資源を活用するための支援 ・ 社会生活力を高めるための支援（各種支援施策に関する助言・指導） ・ 専門機関の紹介 など

保育所等訪問支援①

保育所等訪問支援とは・・・

内閣府令で定める施設、又は市町村が認める施設に通う障がい児又は乳児院その他の**児童が集団生活を営む施設を訪問**し、当該施設における障がい児以外の児童との**集団生活への適応のための専門的な支援**、その他の便宜を供与します。

保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、
特別支援学校など



放課後児童クラブ、中学校や高校、児童館など



保育所等訪問支援②

● 支援の内容

①こども本人に対する支援	こどもが集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるよう、訪問先施設における生活の流れの中で、 集団生活への適応 や 日常生活動作の支援 を行う。
②訪問先施設の職員に対する支援	訪問先施設のこどもに対する 支援力を向上 させることができるよう、こどもの発達段階や特性の理解を促すとともに、こどもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設の環境等について 助言 を行う。
③家族に対する支援	家族が安心して子育てを行うとともに、安心してこどもを保育所等に通わせることができるよう、保護者に対し、訪問先施設におけるこどもの様子や、訪問先施設の職員のこどもへの関わり方などを含め、提供した 保育所等訪問支援の内容を伝える 。

● 主な支援の流れ

- ①訪問先施設と日程調整 ⇒ ②行動観察 ⇒ ③こども本人に対する支援 ⇒
④訪問先施設職員に対する支援 ⇒ ⑤カンファレンス（訪問先施設への報告等）⇒
⑥保護者への報告 ⇒ ⑦訪問支援の記録

診療所機能の概要①

- 発達障がいの初期診断について、乙訓圏域若しくは近隣で対応できる医療機関は限定的です。
- 初期診断は、「こども発達支援センター」や「花ノ木医療センター」などでも数か月の待機が生じています。
- 診断を受けたいという**医療ニーズ**は、これからも増加が見込まれるため、乙訓圏域に診療所機能の整備が必要です。

教育×福祉×医療
の新たなモデルケース



向日が丘支援学校
・
地域の学校

共生型

診療所

運営主体は
京都府と協議中



- 診療所の施設整備は（特非）朔日の会が担う予定

（建築面積）約100㎡ （施設整備費）京都府と協議

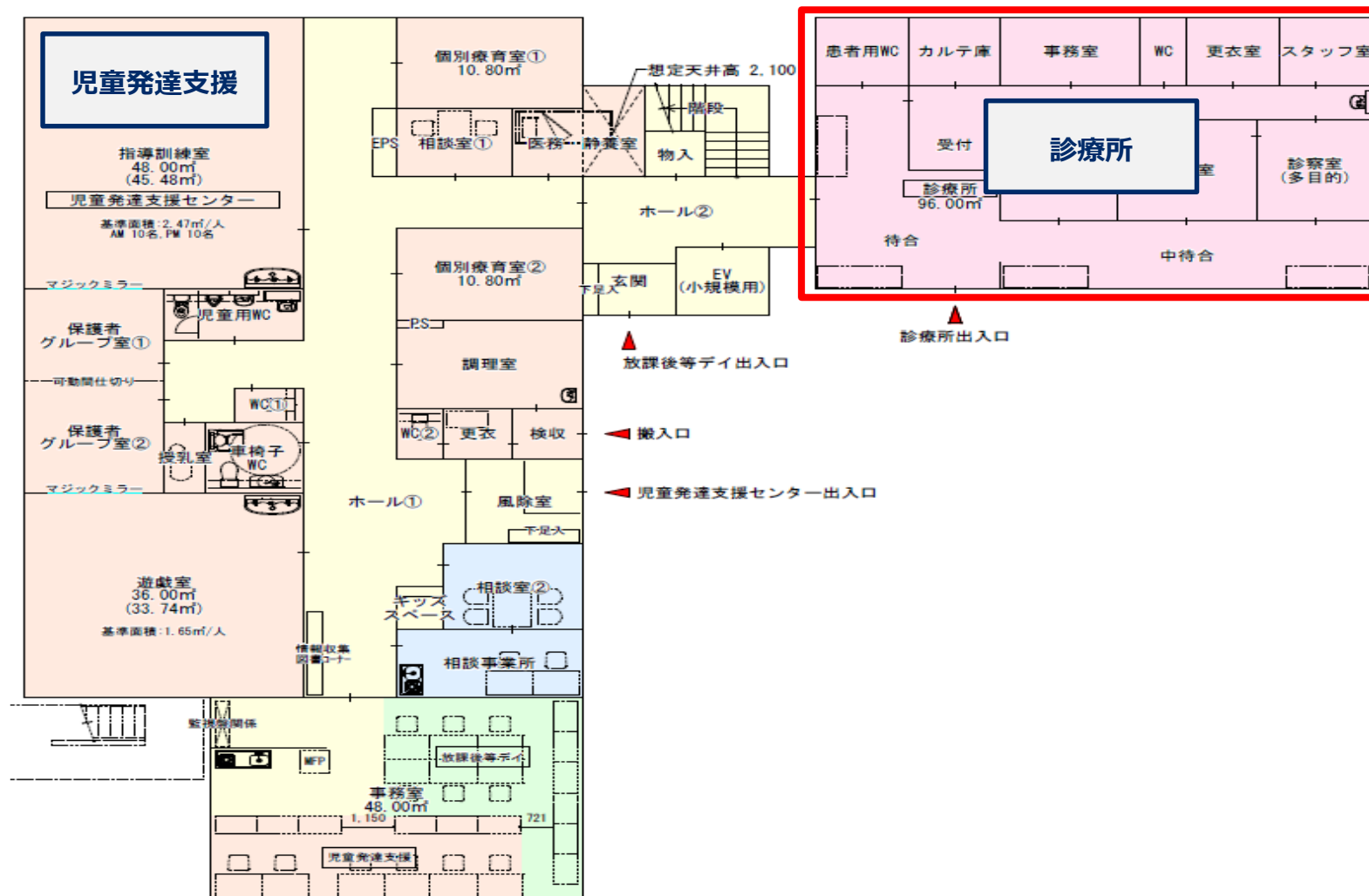
- 運営主体は、京都府と長岡京市で調整中

発達障がいの初期診断・再診などを想定

- 児童発達支援センターとの連携

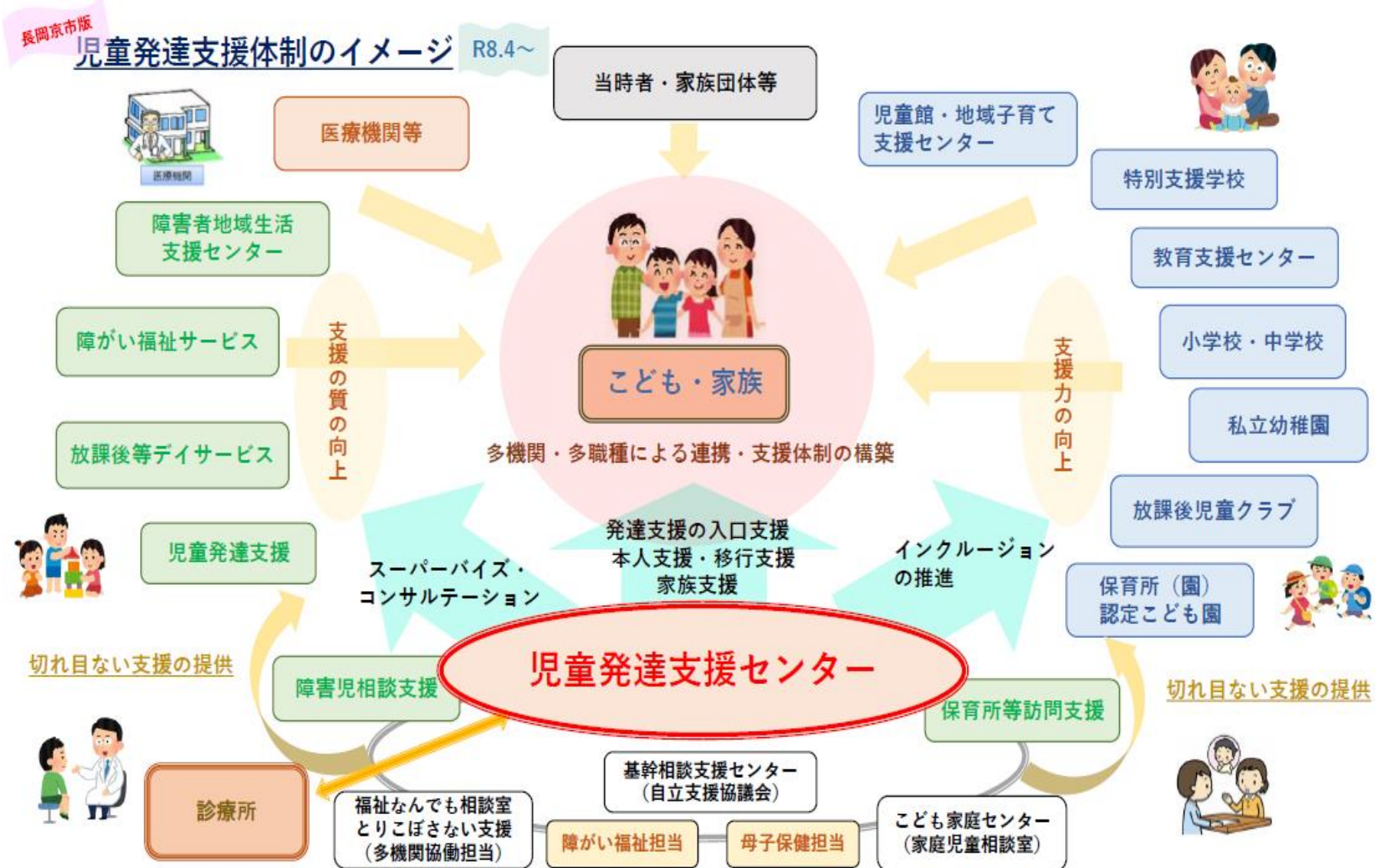


児童発達支援センター・診療所 1階 平面図（案）





長岡京市の発達支援体制（案）



● 地域生活支援拠点（面的整備を想定）

障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能について、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者（児）の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築

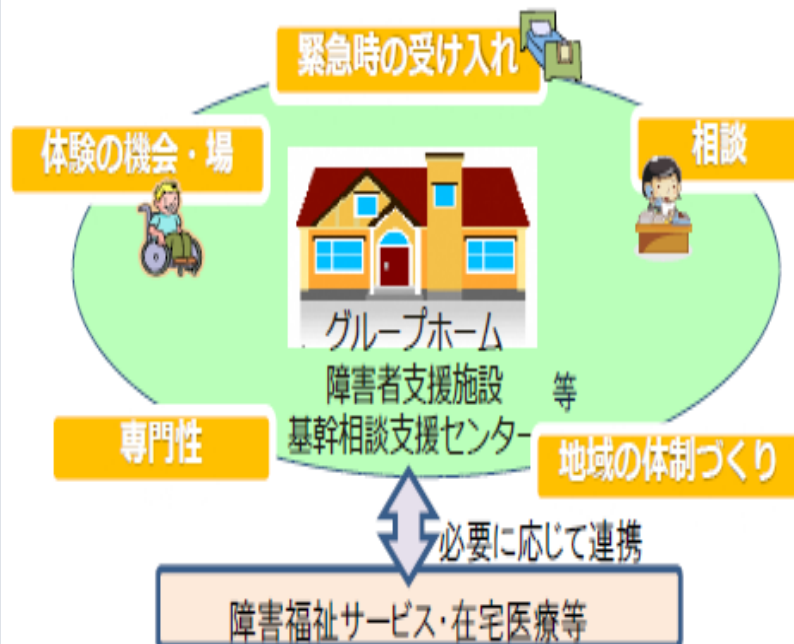
- ・ 相談支援（24時間対応）
- ・ 緊急時の受け入れ・対応（短期入所等）
- ・ 体験の機会・場（一人暮らし等）
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 専門的人材の確保、地域の体制づくりなど

地域生活支援拠点②

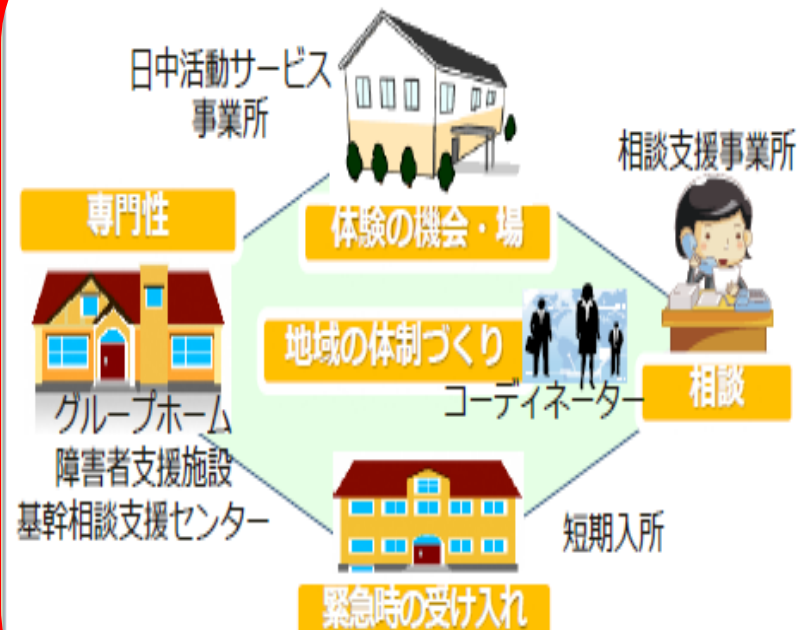
市町村(圏域)

① 支援者の協力体制の確保・連携 ② 拠点等における課題等の把握・活用 ③ 必要な機能の実施状況の把握

多機能拠点整備型



面的整備型



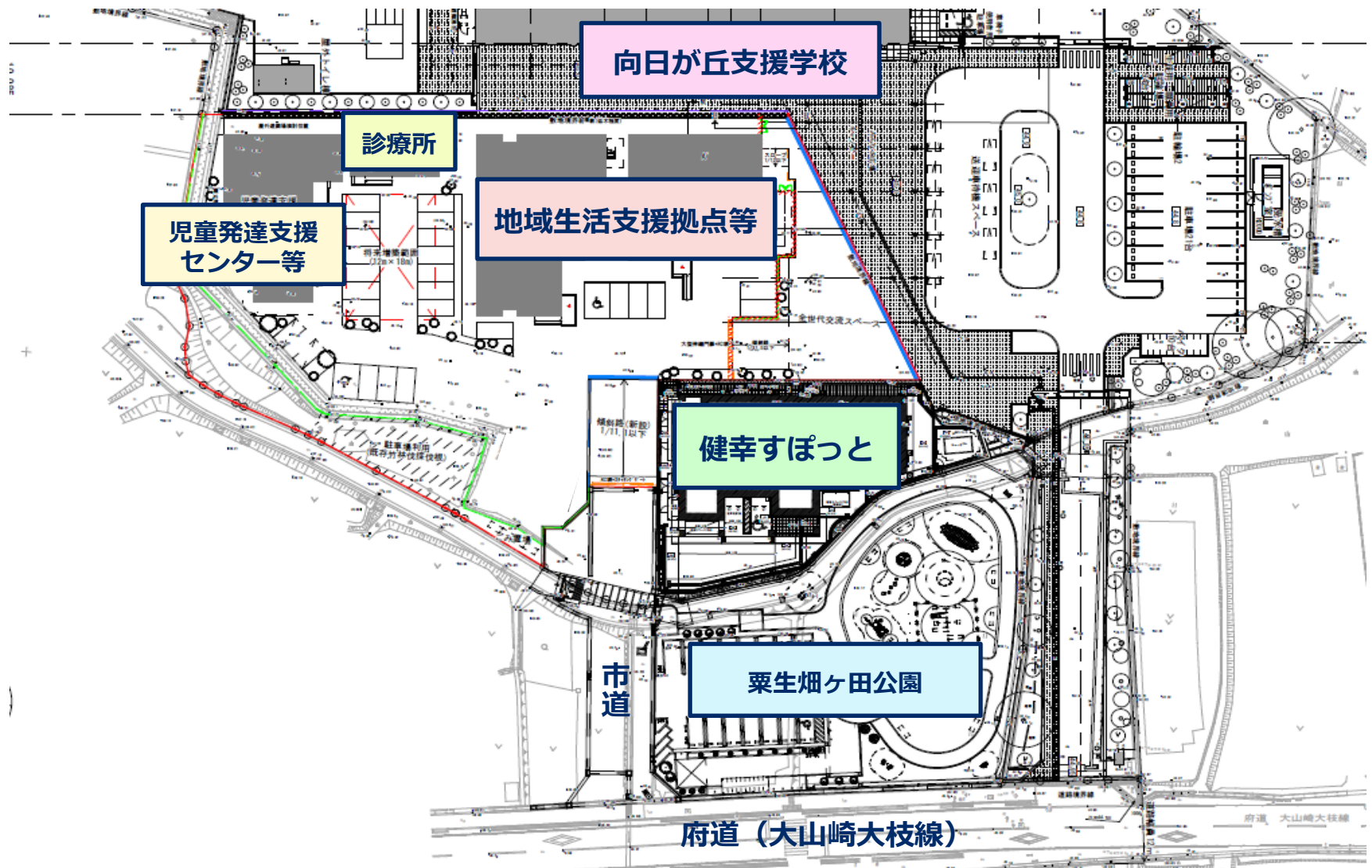




共生型福祉施設 周辺地図



共生型福祉施設 配置図



健幸すぽっと（現・竹寿苑）



【施設概要】 令和6年11月26日移転

鉄筋コンクリート造（3階建）

敷地面積 989.61㎡

延床面積 1,279.43㎡

【1階】 みんなのホール
多目的ルーム

【2階】 軽トレーニングルーム
温水設備室

【3階】 教養娯楽室（6室）



※【健幸すぽっと】現竹寿苑に介護予防機能を付加



栗生畑ヶ田公園（参考）



共生型福祉施設整備等のスケジュール（案）

時 期	内 容
令和6年9月頃 ～令和7年2月頃	・ 基本・実施設計 策定
令和7年2月頃～	・ 埋蔵文化財調査
令和7年8月頃	・ 共生型福祉施設（第1期）建築工事 着工
令和8年4月頃	・ 共生型福祉施設（第1期）供用開始【必須事業】
令和9年度以降	・ 共生型福祉施設（第2期）供用開始【事業者提案事業】